

(仮称) 泉保育園の整備・運営に関するサウンディング調査に係る質問及び回答

(最終版)

番号	質問	回答
1	<p>仮に当法人で 100 名規模の保育所を新たに運営するとなった場合、人材確保の観点や、既存の園で培ってきた特色を最大限発揮するため、現在運営している認可外保育施設の保育士を新規園に異動することも検討しています。</p> <p>その際、令和10年度末に認可外保育施設に在園している園児を、令和11年度から新規園に転所するような利用調整をしていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>保育（2・3号）認定児童については、施設利用希望者が市に利用申請を行い、市が保育の必要性の高い順に利用調整を行い、入所者を決定します。認可外保育施設からの転所者についても同様の手続きを経ることにより新規園に入所可能ですが、ほかの希望者の状況によってはすべての児童が転所できるとは限りませんのでご留意ください。</p> <p>教育（1号）認定児童については、入所に保育の必要性を要さないため、施設利用希望者が施設に利用申請を行い、施設のご判断により入所決定することが可能です。</p> <p>なお、(仮称) 泉保育園の供用開始時点において、滝尻・玉露保育所に入所している児童のうち、(仮称) 泉保育園への入所を希望する児童については、(仮称) 泉保育園での受け入れを想定しています。</p>
2	<p>実施要領で、整備にあたっては国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用となっております。</p> <p>今回整備する施設について当該交付金を活用することとなった場合、費用負担は交付金の補助割合同様「国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4」という認識でよいでしょうか。</p> <p>また、補助の上限額などの決まりはあるのでしょうか。</p>	<p>補助金交付額の基本的な考え方は、補助対象外経費を除いた補助対象経費の3／4と、国の定める補助基準額から算出した補助金額を比較していずれか低い方が、交付額となります。</p> <p>また、補助額の上限については、活用する施設整備の内容によって異なることから、別添の就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱にて確認をお願いします。</p>
3	<p>この事業に参画意向を示した場合、実施結果の概要等の公表については令和8年3月頃となっておりますが、何園か参画希望があればプロポーザルがあると思いますがそれはいつ頃の予定になるのか教えてください。</p>	<p>実施要領5 (仮称) 泉保育園の整備スケジュールのとおり、令和8年度に整備・運営事業者の決定を予定していますが、当該スケジュールは現時点での予定であり変更となる場合があります。</p> <p>また、整備・運営事業者の決定方法等については現時点では未定となっています。</p>
4	給食室の運営については自園運営になり	給食の提供にあたっての条件については

	ますか、それとも外部に業務委託になりますでしょうか。	現時点では未定となっております。なお、給食の提供については、運営形態ごとに関連する国の基準や市の条例等に基づいた対応をお願いします。
5	民営化の主な目的（財政負担軽減・サービス向上・人材確保など）は何ですか。	令和6年度に策定した「個別施設計画【幼稚園・保育所】」において、保育所における対策の方向性として「基幹的保育所を除く施設の集約化・建替に当たっては、サウンディング型市場調査を実施し、民設民営について検討」することとしており、地域の教育・保育需要が継続的に見込まれる場合は、民間活力の積極活用の観点から、受け皿の民間移行を検討するものです。
6	園庭や駐車場などの敷地利用に制限はありますか。	園庭については、運営形態ごとに関連する国の基準や市の条例等に基づいた対応をお願いします。 また、駐車場については、児童送迎用の駐車場は敷地内で十分な駐車スペースを確保することが望ましいと考えております。
7	民営化のタイムライン（決定→募集→選定→移行→開始）はどのような想定ですか。	実施要領5（仮称）泉保育園の整備スケジュールのとおり、令和8年度に整備・運営事業者の決定、令和9年度～令和10年度に施設整備、令和11度に供用開始を予定していますが、当該スケジュールは現時点での予定であり変更となる場合があります。 また、整備・運営事業者の決定方法等については現時点では未定となっています。
8	民営化に対する保護者・地域の意見や不安点について調査されますか。	本サウンディング調査の実施にあたっては、地元自治会への説明を行っております。